

第10回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月27日(木)午後2時30分から午後2時57分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室

3. 出席委員 16人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	11番	山本登
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治彦
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 3番 鎌田直人

5. 議事日程	報告第1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
	議案第1号	現況証明について
	議案第2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
	議案第3号	農地等の所有権移転について
	議案第4号	農地等の賃借権の設定について
	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第6号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第7号	特定農地貸付法による市民農園の開設について

6. 議事録署名委員

1番	居内和則
4番	川崎伸弘

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	本間保司
農地係長	石垣友伯
事務局主査	竹岡亮
農地係主事	猪股路子

8. 会議の概要

事務局長

ただ今より、網走市農業委員会第 10 回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

議長

本日の出席委員は、16 名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。なお、3 番鎌田委員から欠席の報告がありました。次に本日の会議の議事録署名委員として、1 番居内委員、4 番川崎委員の両委員を指名いたします。それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局に報告の説明を求めます。

事務局

(報告第 1 号の朗読説明)

議長

報告の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。ご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

なければ、以上で報告を終わります。次に、議案の審議に入ります。初めに、議案第 1 号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 1 号の朗読説明)

議長

議案第 1 号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 2 号の朗読説明)

なお、農地法第 18 条第 6 項の規定の通知については、農地法第 18 条第 1 項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料 1 の 1 ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案第 2 号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第 2 号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 3 号「農地等の所有権移転について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 3 号の朗読説明)

なお、議案第 3 号につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料 1 の 2 ページから 5 ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 4 号「農地等の賃借権の設定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 4 号の朗読説明)

なお、議案第 4 号につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料 1 の 6 ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 4 号については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 5 号につきましては、初めに 1 番から 8 番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 5 号 1 番から 8 番の朗読説明)

なお、議案第 5 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 7 ページに記載しております。以上でこ

議長

ございます。

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10 番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 5 号 1 番から 8 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第 5 号 9 番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、11 番の山本委員の退席を求めます。

(山本委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 5 号 9 番の朗読説明)

なお、議案第 5 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 7 ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10 番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 5 号 9 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(山本委員 着席)

次に、議案第 5 号 10 番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2 番の鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 5 号 10 番の朗読説明)

なお、議案第 5 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 7 ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10 番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 5 号 10 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第 5 号 11 番から 16 番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 5 号 11 番から 16 番の朗読説明)

なお、議案第 5 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 7 ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10 番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 5 号 11 番から 16 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 6 号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第7号「特定農地貸付法による市民農園の開設について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

なお、議題第7号につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項各号の要件を満たす場合は承認できるものでございます。要件につきましては、別紙資料1の8ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第7号については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項各号の要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第10回総会を閉会いたします。